

ICT 活用工事実施要領（法面工）

1 ICT 活用工事

1-1 概要

ICT 活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。

1-2 ICT 活用工事における法面工

次の①②④⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事における法面工とする。また「ICT 法面工」という略称を用いることがある。

ただし、法面整形工（土工量 1000m³ 未満）の場合は、次の①②③④⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事における法面工とする。また「ICT 法面工」という略称を用いることがある。

※土工量 1000m³ 未満とは、盛土量または切土量が 1,000m³ 未満の場合をいう。

※土工量 1000m³ 以上の場合は、ICT 土工として活用する。

- ①三次元起工測量（法面整形工のみ（土工量 1000m³ 未満）は「選択」）
- ②三次元設計データ作成
- ③ICT 建設機械による施工（法面整形工のみ（土工量 1000m³ 未満））
- ④三次元出来形管理等の施工管理
- ⑤三次元データの納品

1-3 ICT 施工技術の具体的内容

ICT 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤および表-1 によるものとする。

①三次元起工測量

起工測量において、三次元測量データを取得するため、次の 1)～8) から選択して測量を行うものとする。（複数選択可）

起工測量に当たっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面および変化点の計測による測量を選択しても ICT 活用工事とする。

また、法面工の関連施工として ICT 土工が行われる場合、その起工測量データおよび施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用とする。

ICT 土工等の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナを用いた起工測量
- 3) TS 等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSS を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた起工測量
- 8) その他の三次元計測技術を用いた起工測量

②三次元設計データ作成

1-2 ①で計測した測量データと発注図書を用いて、三次元出来形管理に用いる三次元設計データを作成する。

三次元設計データ作成は ICT 土工と合わせて行うが、ICT 法面工の施工管理においては、三次元設計データ（TIN）形式でのデータ作成は必須としない。

③ICT 建設機械による施工（法面整形工（土工量 1000m³ 未満））

1-2 ①で計測した三次元設計データを用い、下記 1) に示す ICT 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 三次元MCまたは三次元MG建設機械

ICT 活用工事実施要領（法面工）

④三次元出来形管理等の施工管理

法面工の施工管理において、次に示す方法により出来形管理を実施する。

（1）出来形管理

次の1）～8）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナを用いた出来形管理
- 3）TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5）RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 6）無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理
- 7）地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理
- 8）施工履歴データを用いた出来形管理（土工）※
- 9）地上写真測量を用いた出来形管理（土工編）（案）（土工）※
- 10）その他の三次元計測技術を用いた出来形管理

※法面整形工（土工量1000m³未満）の場合

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1）～8）のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する。

（2）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（1）で定める計測技術を用い次の1）の計測要領による。

- 1）三次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

⑤三次元データの納品

1－2④による三次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

ICT 活用工事実施要領（法面工）

表－１ ICT 活用工事と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、②、⑩ ⑫、⑬	
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、③、⑭	
	TS等光波方式を用いた起工測量／出来形管理 技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑥	
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量／出来形管 理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載レーザースキャナーを用い た起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載レーザースキャナーを用い た起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	②、⑤	

【凡例】 ○：適用可能 －：適用外

【関連要領等一覧】	
①	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
②	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
③	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
④	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑤	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
⑥	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑦	TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑧	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑨	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑩	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
⑪	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
⑫	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準－国土地理院
⑬	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
⑭	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

ICT 活用工事実施要領（法面工）

1-4 ICT 活用工事の対象工種

ICT 活用工事の対象工事は、次の（１）（２）に該当する工事とする。

（１）対象工種・種別

ICT 活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける次の工種・種別とする。

1) 法面整形工（土工量 1000m³ 未満）

2) 植生工：（種子散布）

（張芝）

（筋芝）

（市松芝）

（植生シート）

（植生マット）

（植生筋）

（人工張芝）

（植生穴）

植生工：（植生基材吹付）

（客土吹付）

吹付工：（コンクリート吹付）

（モルタル吹付）

吹付法砕工

（２）適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 ICT 活用工事の実施方法

2-1 発注方式

（１）受注者希望型

対象工種・種別を含む全ての発注工事を対象とし、受注者からの希望により ICT 法面工を実施する工事に適用する。

2-2 ICT 活用工事の実施に関する協議

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容および対象範囲（原則、本工事の法面工範囲の全てを対象とする。）について、様式-1 の滋賀県 ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

3 ICT 活用工事の実施推進のための措置

3-1 工事成績評価における措置

ICT 施工技術を活用した場合、発注方式にかかわらず、創意工夫における【施工】「ICT 活用工事加点」において該当するいずれかの項目で評価するものとする。

ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までのいずれかの段階で ICT を活用した工事（電子納品のみは除く。）

※本項目は 1 点の加点とする。

ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事。

※本項目は 2 点の加点とする。

ICT 活用工事実施要領（法面工）

（i）受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案により ICT 施工技術を活用するため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

4 ICT 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 活用工事を導入し、ICT 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

発注者は、ICT 活用工事を実施するに当たって、国土交通省が定める施工管理要領、監督検査要領（表-1【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員および検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 三次元設計データ等の貸与

（1）発注者は、ICT 活用工事に必要な三次元設計データを作成していない場合は、従来基準による 2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「三次元起工測量」および「三次元設計データ作成」を受注者に指示し、これに係る経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

（2）発注者は、詳細設計において、ICT 活用工事に必要な三次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する三次元設計データに三次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「三次元起工測量」および「貸与する三次元設計データと三次元起工測量データの合成」を受注者に指示し、これに係る経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

4-3 工事費の積算

（1）受注者希望型

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用工事を実施する場合、滋賀県土木交通部が定める「土木工事標準積算基準書・土木工事標準積算基準書（参考資料）」および「ICT 活用工事積算要領（法面工）」に基づき積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

また、現行基準による二次元の設計ストック等により工事を発注している場合、受注者に三次元起工測量および三次元設計データ作成を指示するとともに、三次元起工測量経費および三次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

4-4 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ICT 活用工事の推進を目的とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

ICT 活用工事実施要領（法面工）

4-5 アンケートへの協力

受注者は、工事完了後 14 日以内に別紙の「(様式-2) ICT 活用工事の実施におけるアンケート調査」を提出するものとする。

5 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

ICT 活用工事実施要領（法面工）

【参考】ICT 活用工事の発注から工事完成までの基本的な手続きおよび流れ

